

社会福祉法人枚方療育園 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人枚方療育園（以下「法人」という）定款第22条第1項の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対する報酬等の支給については、次のとおりとする。

(1) 理事の報酬

- ① 全理事に対し支給する報酬総額は、各年度20,000万円以内とする。
- ② 法人の職員を兼務し、職員給与等を支給される理事に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- ③ 上記以外の理事一人に対しては、別表に定める報酬を支給する。

(2) 監事の報酬

- ① 全監事に対し支給する報酬総額は、各年度2,000万円以内とする。
- ② 監事一人に対しては、別表に定める報酬を支給する。

(3) 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、「旅費規程」に定めるところにより、自宅から会議会場までの実費交通費を支給する。

(4) 役員が職務のために出張したときは、「旅費規程」に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給時期については、別表のとおりとする。

2 別表に定める月額報酬については、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

別表

規程第2条第1号③の適用を受ける理事及び同第2号②の適用を受ける監事の報酬額

理事の月額報酬金額（一人あたり） 20万円（毎月末払い）

監事の月額報酬金額（一人あたり） 20万円（毎月末払い）

理事会等出席時の報酬（日当）金額 15,000円（出席の都度当日払い、源泉税徴収後）

社会福祉法人枚方療育園 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 枚方療育園（以下「法人」という）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員に対する報酬等の支給については、次のとおりとする。

- (1) 全評議員に支給する報酬の総額は、各年度600万円以内とし、評議員一人に対しては、別表に定める報酬を支給する。
- (2) 評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、「旅費規程」に定めるところにより、自宅から会議会場までの実費交通費を支給する。
- (3) 評議員が職務のために出張したときは、「旅費規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給時期については、別表のとおりとする。

2 別表に定める月額報酬については、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める評議員の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

評議員の報酬等

月額報酬金額（一人当たり）	50,000円（毎月末払い）
評議員会等出席時の報酬（日当）金額	一人1回当たり 15,000円 (出席の都度当日払い、源泉税徴収後)